

業 務 方 法 書

財団法人 漁場油濁被害救済基金

財団法人 漁場油濁被害救済基金業務方法書

昭和 50 年 4 月 1 日 50 水研第 258 号、
50 立局第 246 号、海総第 200 号水産庁長官等承認

昭和 52 年 7 月 1 日 52 水研第 711 号、
52 立局第 440 号、海総第 354 号一部変更

平成 15 年 9 月 29 日 15 水推第 780 号、
平成 15・9・3 産第 3 号、国官総第 316 号の 2

平成 19 年 1 月 10 日 18 水推第 1245 号
平成 18・12・22 産第 7 号、国官総第 677 号の 2

平成 21 年 4 月 1 日 20 水推第 1036 号
平成 21・03・17 産第 9 号、国官総第 690 号の 2

(総 則)

第 1 条 この基金は、原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者等の救済を円滑にするため、この業務方法書の定めるところにより、定款第 4 条に規定する業務を行う。

(定 義)

第 2 条 この業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 油 原油、潤滑油、鯨油及び重油並びにこれらの油を含む油性混合物をいう。
- (2) 漁場油濁 船舶、工場等から流出し、又は排出された油により、突発的に漁場が汚染され、又は汚染されるおそれがあることをいう。
- (3) 漁業被害 漁場油濁（これにつき講じた防除措置及び清掃事業を含む。）に起因する次の損失等をいう。
 - ア 養殖に係る水産動植物及び漁獲物の汚染、死亡及び生育の異状による損失
 - イ 漁船、漁具及び養殖施設の損傷及び汚染による損害
 - ウ 漁業の操業の不能による収入の減少
 - エ 漁業種類及び漁場の変更による収入の減少
- (4) 防除措置 漁場油濁に係る油のひろがりの防止及び当該油の除去その他漁業被害の発生又は拡大の防止のための応急措置をいう。
- (5) 清掃事業 漁場油濁に係る油の付着等により効用の低下した漁場における当該油の清掃及び当該漁場の復旧のための事業をいう。
- (6) 原因者 漁場油濁に係る油の流出又は排出につき、漁業被害並びに防除措置及び清掃事業に要する費用に関する賠償責任を負うべき者をいう。

(原因者の究明等)

第 3 条 漁場油濁に係る油の流出又は排出があった時は、当該漁場油濁により漁業被害を

受け、又は受けるおそれのある者であって、第5条第1項の規定による申請を行おうとするものは、遅滞なく、当該油の流出又は排出についてもよりの海上保安庁の事務所その他の関係行政機関に通報し、これに協力して原因者の究明に努めるとともに、効果的な防除措置を講ずるものとする。

2 前項の者は、原因者が判明しない油による漁場油濁が発生したときは、別紙様式第1の報告書により、速やかにこの基金に報告しなければならない。

3 前項の報告については、第5条第2項の規定を準用する。

(現地調査等)

第4条 基金は、前条第2項の報告を受けたときは、速やかに、自ら又は理事長が適当と認める者に委嘱して、現地調査を行い、必要な資料収集を行うとともに、防除措置又は清掃事業の指導及び原因者の究明のための調査等を行う。

2 理事長は、必要と認めるときは、都道府県漁場油濁被害等認定審査会(以下「地方審査会」という。)を招集し、現地調査、基礎資料の収集等を行わせるとともに、被害額の認定に関する意見等を中央漁場油濁被害等認定審査会(以下「中央審査会」という。)に報告させる。

(申請)

第5条 原因者が判明しない漁場油濁により漁業被害を受けた者並びに防除措置及び清掃事業を実施した者であって、次の各号に掲げるものは、漁場油濁被害救済金(以下「救済金」という。)の支給又は防除措置若しくは清掃事業に要した費用(以下「防除費」という。)の支弁を受けようとするときは、この基金に対し、別紙様式第2の申請書を提出して申請しなければならない。

(1) 漁業を営む個人又は法人(水産業協同組合を除く。)であって、漁業協同組合の組合員資格を有するもの

(2) 前号の者が構成する社団で法人格を持たないもの

(3) 水産業協同組合

2 前項の申請は、被害漁業者等である水産業協同組合又は被害漁業者等の全部若しくは一部を構成員とする水産業協同組合が申請者となり、当該水産業協同組合が都道府県漁業協同組合連合会でないときは、都道府県漁業協同組合連合会を通じて行わなければならない。

3 第1項の申請は、当該漁場油濁の発生後60日(天災その他やむを得ない理由がある場合には90日)以内に行わなければならない。

(認定)

第6条 この基金は、前条第1項の申請を受けたときは、中央審査会の意見をきいて、当該漁場油濁に係る漁業被害の額及び防除費の額の認定を行う。

2 前項の認定は、第4条第1項の規定により、この基金自ら又は理事長が委嘱する者が行う調査結果を参しゃくして行うものとする。

3 この基金は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の認定を行わず、又は当該認定にあたってその事情をしんしゃくすることができる。

(1) 当該漁場油濁に係る原因者につき、争いがある場合

(2) 被害漁業者等が原因者の究明に努力しなかった場合

(3) 被害漁業者等が効果的な防除措置を講じなかった場合

(4) その他特別の事情がある場合

4 この基金は、第1項の認定を行った後、前項各号に掲げる場合に該当することが明らかになったときは、当該認定を取り消し、又はこれを変更することができる。

5 この基金は、前4項の規定による認定又は認定の取消若しくは変更を行ったときは、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(救済金の支給等)

第7条 この基金は、予算の範囲内において、前条第1項の認定に係る額を限度として、救済金を支給し、又は防除費を支弁する。

2 この基金は、漁業被害の発生状況その他の事情を勘案し、前項の救済金に係る漁業被害の額のうち、理事長が定めるところにより、被害漁業者等が緊急に必要とする金額を仮払金として交付することができる。

3 前条第1項の認定に係る漁業被害の額が漁場油濁1件につき50万円を下回る場合には、救済金の支給は行わない。

4 第1項の規定により、救済金を支給し、又は防除費を支弁する場合には、条件を付することができる。

(配分等の報告)

第8条 救済金の支給又は防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、被害漁業者等に対する配分等の処理を行った後、遅滞なく、この基金に対し、別紙様式第3による報告書により、報告しなければならない。

2 救済金の支給又は防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、原因者が判明したときは、遅滞なくその旨を基金に報告しなければならない。

(救済金等の返還)

第9条 この基金は、第6条の認定に係る漁業被害、防除措置及び清掃事業に関し、原因者が判明したとき又は被害漁業者等が損害の填補を受けたときは、当該認定を取り消し、若しくは変更し、又は救済金の支給若しくは防除費の支弁を行わず、又は既に支給した救済金若しくは既に支弁した防除費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 第5条第2項の規定により構成員である被害漁業者等のために申請を行った水産業協同組合は、前項の返還金につき、被害漁業者等と連帯して納付する責に任ずる。

3 この基金は、特別の事情により必要があると認めるときは、第1項の返還金の納付を一定期間猶予することができる。

(不正利得の徴収)

第10条 この基金は、偽りその他不正の手段により救済金の支給又は防除費の支弁を受けた者があるときは、その支給又は支弁を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の徴収金については、前条第2項の規定を準用する。

(督促及び延滞金)

第11条 第9条の返還金及び前条の徴収金を納付しない者があるときは、この基金は、督促状により期限を指定してその納付を督促することができる。

2 この基金は、前項の督促をしたときは、その督促に係る前項の返還金及び徴収金の額

につき年 14.5 パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、督促に係る前項の返還金及び徴収金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

- 3 前項の延滞金の計算において、第 1 項の返還金及び徴収金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 4 前 2 項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 5 延滞金は、次の各号の 1 に該当する場合には、徴収しない。
 - (1) 督促状に指定した期限までに第 1 項の返還金及び徴収金を完納したとき。
 - (2) 延滞金の額が百円未満であるとき。
 - (3) 第 1 項の返還金及び徴収金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(都道府県への報告書等の写しの送付)

第 1 2 条 第 3 条第 2 項の報告、第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の申請又は第 8 条 第 1 項若しくは第 2 項の報告を行った水産業協同組合は、当該報告書又は申請書の写しを都道府県主務部局に送付しなければならない。

(報告の徴収等)

第 1 3 条 この基金は、必要があると認めるときは、第 6 条第 1 項の認定又は第 7 条第 1 項の救済金の支給若しくは防除費の支弁を受け、又は受けようとする者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又はこの基金の職員、中央審査会若しくは地方審査会の委員若しくはこの基金が委嘱した者に、帳簿書類を閲覧させ若しくはその他の物件を検査させることができる。

- 2 第 7 条第 1 項の救済金の支給又は防除費の支弁を受けることができる者が、前項の規定により報告又は文書その他の物件を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出、又は正当な理由がなく前項の規定による閲覧若しくは検査に応じないときは、この基金は、その者に対する第 6 条第 1 項の認定又は第 7 条第 1 項の救済金の支給若しくは防除費の支弁を一時差し止めることができる。

(特定防除事業)

第 1 4 条 基金は、原因者が判明している漁場油濁(以下「原因者判明漁場油濁」という。) の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を円滑に行うため、この業務方法書の定めるところにより、主務大臣の承認の日(平成 15 年 9 月 29 日) から平成 24 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定にかかわらず、定款第 41 条に規定する特定防除事業を行う。

(原因者に対する費用の請求等)

第 1 5 条 原因者判明漁場油濁に係る油の流出又は排出があったときは、当該漁場油濁により漁業被害を受け、又は受けるおそれのある者であって第 17 条第 1 項の申請を行おうとする者は、遅滞なく、当該油の流出又は排出について最寄りの海上保安庁の事務所その他の関係行政機関に通報するとともに、原因者に対して防除措置及び清掃作業を行うことを求めるものとする。

- 2 前項の者は、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない恐れがある場合並びに

原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条（船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）第2条第4号に定めるタンカーにあっては同法第6条）に定める船舶の所有者等の責任の限度額（以下「責任限度額」という。）を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要がある場合、別紙様式第4の報告書により、速やかに基金に報告しなければならない。

3 前2項の報告については、第17条第2項の規定を準用する。

4 第1項の者は原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったため、やむを得ず、防除措置及び清掃作業を行った場合、原因者に対し、当該防除措置及び清掃作業に要した費用を請求しなければならない。

（現地調査及び防除指導等）

第16条 基金は前条第3項の報告を受けたときは、速やかに、自ら又は理事長が適当と認める者に委嘱して、現地調査及び必要な資料収集を行うとともに、防除措置又は清掃事業についての指導を行う。

（申請）

第17条 原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったため、やむを得ず、防除措置及び清掃作業を行った者並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、責任限度額を超えて漁場油濁の拡大の防止のため防除措置及び清掃作業を行った者であって、次の各号に掲げる者は、当該防除措置及び清掃作業に要した費用（以下「特定防除費」という。）の支弁を受けようとするときは、この基金に対し、別紙様式第5の申請書を提出して申請しなければならない。

(1) 漁業を営む個人又は法人（水産業協同組合を除く。）であって、漁業協同組合の組合員資格を有する者

(2) 前号の者が構成する社団で法人格を持たない者

(3) 水産業協同組合

2 前項の申請は、被害漁業者等である水産業協同組合又は被害漁業者等の一部を構成する水産業協同組合が申請者となり、当該水産業協同組合が都道府県漁業協同組合連合会でないときは、都道府県漁業協同組合連合会を通じて行わなければならない。

3 第1項の申請は、原則として、当該原因者判明漁場油濁の発生後180日以内に行わなければならない。

4 第1項の申請にあたっては、関係行政機関による油濁事故の経過報告書を付さなければならない。

（認定）

第18条 基金は、前条第1項の申請を受けたときは、中央審査会の意見をきいて、次の各号に掲げる範囲内で特定防除費の額の認定を行う。

(1) 原因者判明漁場油濁のうち、特定防除費の総額が責任限度額を超えない場合であって、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない場合、漁場油濁1件につき1都道府県あたりの限度額1,500万円

(2) 原因者判明漁場油濁のうち、特定防除費の総額が責任限度額を超える場合であって、原因者による防除措置及び清掃作業が行われている場合、漁場油濁1件につき1都道府県

あたりの限度額 5,000 万円

2 前項の認定は、第 16 条の規定により、基金自ら又は理事長が委嘱する者が行う調査結果を参酌して行うものとする。

3 基金は、次の各号に掲げる場合に相当するときは、第 1 項の認定を行わず、又は当該認定に当たってその事情をしんしゃくすることができる。

(1) 被害漁業者等が原因者へ請求することが適当であると認められる場合

(2) 原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったため、やむを得ず、防除措置及び清掃作業を行った際に、申請者が原因者に対し、正当な理由なく特定防除費を請求しなかった場合

(3) 申請者が効果的な防除措置を講じなかった場合

(4) 定款第 4 条第 2 項の資金が不足している場合

(5) その他特別の事情がある場合

4 基金は、第 1 項の認定を行った後、前項各号に掲げる場合に該当することが明らかになったときは、当該認定を取り消し、又はこれを変更することができる。

5 基金は、前 4 項による認定又は認定の取消若しくは変更を行ったときは、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(特定防除費の支弁等)

第 19 条 基金は、前条第 1 項に規定する額の範囲内において、同項の規定により認定した特定防除費を支弁するものとする。

2 基金から前条第 1 項第 1 号の特定防除費を支弁された者は、基金との間で前項により支弁された額を限度として別紙様式第 6 により特定防除費の請求に係る信託協定を締結するものとする。

(配分等の報告)

第 20 条 特定防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、被害漁業者等に対する配分等の処理を行った場合は、遅滞なく基金に対し、別紙様式第 7 の報告書により報告しなければならない。

(特定防除費の返還)

第 21 条 特定防除費の配分を受けた被害漁業者は、原因者より損害賠償金のうち特定防除費に係る部分を受領した場合において、基金に対し、遅滞なく、その中から、特定防除費の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、責任限度額を超える特定防除費については、原因者から補償がなされないことから、返還は求めない。

2 基金は、被害漁業者等が原因者以外の者から特定防除費の全部又は一部を助成されたとき、支弁された特定防除費の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 第 17 条第 2 項の規定により構成員である被害漁業者等のために申請を行った水産業協同組合は、前 2 項の返還金につき、被害漁業者等と連帯して納付する責に任ずる。

4 この基金は、特別の事情により必要があると認めるときは、第 1 項及び第 2 項の返還金の納付を一定期間猶予することができる。

(不正利得の徴収)

第 22 条 基金は、偽りその他不正の手段により特定防除費の支弁を受けた者がいるときは、その支弁を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の徴収金については、前条第3項の規定を準用する。

(準用規定)

第23条 特定防除事業に係る督促及び延滞金、都道府県への報告書の写し及び報告の徴収等については、第11条から第13条までの規定を準用する。

附 則

この業務方法書の変更は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この業務方法書の変更は、昭和52年7月1日から実施する。

附 則 (平成15年9月29日)

この業務方法書の変更は、主務大臣の承認の日(平成15年9月29日)から施行する。

附 則 (平成19年1月10日)

この業務方法書の改正は、主務大臣の承認を受けた日(平成19年1月10日)から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この業務方法書の改正は、主務大臣の承認を受けた日(平成21年4月1日)から施行する。

様式第 1

漁 場 油 濁 発 生 報 告 書

平成 年 月 日

財団法人 漁場油濁被害救済基金

理事長 殿

住所

組合名

漁業協同組合

代表理事組合長

印

原因者不明の漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	年 月 日 AM 時 分 P M	発生場所			
漁の場状油況濁					
関係の機通関報	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時	海上保安部(署) 県 課			
対の応内措容置					
推該定当印原事を因項付にす	1 船舶からの流出 2 陸上施設からの流出 3 不 明				
漁業の被害無防除の掃	有	漁業種類	被害内容	被害漁業者数	予想被害金額
	無				
有	有	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名	予想所要金額
	無				

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住所

県漁業協同組合連合会

代表理事会長

印

様式第2

漁場油濁被害救済申請書

平成 年 月 日

財団法人漁場油濁被害救済基金

理事長 殿

住 所

(申請人) 組合名

漁業協同組合

代表理事組合長

印

原因者不明による漁場油濁被害が発生したので、漁業被害に係る救済金の支給並びに防除費の支弁について、次の通り申請します。

救済金 _____ 円

防除費 _____ 円

魚場油濁被害状況と対応措置

油濁発生日時		年	月	日	A M	時	分	発生場所								
					P M											
原因者 の 究 明	関係機関への通報及びその結果															
	海上保安部(署)の捜索状況															
	推定原因(次の該当事項に 印を付す) 1 船舶からの流出 2 陸上施設からの流出 3 不 明		推定理由													
被害状況																
対策措置																
漁業被害 等 の内 訳	漁業種類	被害内容(休漁,汚染,死亡,損傷等)			被害漁業者数		単価		数量又は日数		金額					
計																
防除 清 掃	労 務 費			資 材 費				漁船・運搬車費				そ の 他				
	員数	単価	日数又は 延時間	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額

計																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所

県漁業協同組合連合会
代表理事会長

印

(注) 理事長の定める別添資料 「漁業被害証明書」 を添付して提出すること。
「防除・清掃事業明細書」

様式第3 - 1

漁場油濁被害救済金配分報告書

平成 年 月 日

財団法人 漁場油濁被害救済基金
理事長 殿

住 所

組合名

代表理事組合長

漁業協同組合

印

貴基金から平成 年 月 日に支給された救済金 円を平成 年 月 日に配分処理が終了しましたので、次の通り報告します。

番号	氏名	漁業種類	被害内容	金額	番号	氏名	漁業種類	被害内容	金額

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所

県漁業協同組合連合会

代表理事会長

印

様式第 4

原因者判明漁場油濁発生報告書

平成 年 月 日

財団法人 漁場油濁被害救済基金
理事長 殿

住 所
組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

原因者が判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないおそれがある(原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の限度額を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要がある)漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	年 月 日	AM	時 分	発生場所	
		PM			
漁の 場状 油況 濁					
関へ 係の 機通 関報	年 月 日 時			海上保安部(署)	
	年 月 日 時			県 課	
	年 月 日 時				
原 因 者	名称(船名、施設名) 対応すべき者の名称、住所 保険等の状況				
原対 因応 者状 の況					
漁対 業応 者内 の容					
防 除 清 掃	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名		予想所要金額

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住所

県漁業協同組合連合会

代表理事会長

印

様式第5

特定防除費交付申請書

平成 年 月 日

財団法人 漁場油濁被害救済基金
理事長 殿

住 所
組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

原因者が判明しているが、原因者による防除措置及び潜掃作業が行われないおそれがある（原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の限度額を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要がある）漁場油濁が発生したので、特定防除費の支弁について、次の通り申請します。

特 定 防 除 費 _____ 円

漁 場 油 濁 状 況 と 対 応 措	油濁発生日時		年 月 日		AM		時 分		発生場所							
					PM											
	関係機関への通報															
	原 因 者	名称（船名、施設名） 対応すべき者の名称、住所 保険等の状況														
		対 応 状 況(責任 限度額)														
防 除 清 掃	責任ある対応が 行われていない(責任限度額を超え る)と判断した根 拠															
	漁業者の対応措置															
防 除 清 掃	労務費				資材費				漁船、運搬車費				その他			
	員数	単 価	延 時 間	金 額	資 材 名	単 価	数 量	金 額	品 目	単 価	数 量	金 額	品 目	単 価	数 量	金 額
計																

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住所

県漁業協同組合連合会
代表理事会長

印

(注) 理事長の定める別添資料(特定防除事業明細書)を併せて提出すること。

様式第 6

信 託 協 定 書

(財)漁場油濁被害救済基金理事長 (以下「甲」という。)と
漁業協同組合代表理事組合長 (以下「乙」という。)は、甲が平成 年 月 日、後記
2 記載の油濁事故により、業務方法書第19条の規定に基づき、乙に支払った特定防除費 円
の限度で、代位弁済によって取得した後記3記載の信託財産に関し、次のとおり協定した。
なお、この協定の基づく乙の甲に対する債務は、 漁業協同組合連合会代表理事会長 (以下
「丙」という。)が連帯してこれを保証するものとする。

第1条 甲は乙に対し、甲が上記代位弁済によって取得した権利を次条の目的のため信託譲渡する。
乙は甲に対し、受託者として、信託法に従い、誠実にその職務を行う。

(信託目的)

第2条 1. 乙は、信託財産である第三者に対する損害賠償請求権その他の権利を速やかに
行使し、その早期回収を図ること。
訴訟提起調停の申立その他裁判上の申立をするときは、乙は予め甲の承諾を得ること。
2. 乙は、事前に甲の書面による同意がなければ、第三者と示談、和解等をしてはならない。
3. 乙が信託財産債権の取立、換金等の手続を完了したときは、乙は甲に対し、取立又は換
金した金額から信託法第36条に規定する取立等のために要した費用を控除した残金額を
直ちに交付しなければならない。
4. 乙は無報酬にて上記信託業務を行うものとする。

(第三者への通知)

第3条 甲は、信託財産債権の責務者たる第三者に対して、本件信託譲渡の事実を通知し、かつ、第三者
への通知の事実を乙に通知する。

(解除)

第4条 1. 甲は、何時にても本件信託を解除することができる。
2. 第三者に対する解除の通知に関しては、前条の規定を準用する。

以下のとおり協定に達したので、本協定書3通を作成し、甲乙丙各自記名押印のうえ、1通ずつ所持す
るものとする、

平成 年 月 日
甲 住所 東京都千代田区内神田2丁目1-14
氏名 (財)漁場油濁被害救済基金
理事長 印
乙 住所
氏名 漁業協同組合
代表理事組合長 印
丙 住所
氏名 漁業協同組合連合会
代表理事会長 印

記

1. 業務方法書

(特定防除費の支弁等)

第 19 条 基金は、前条第 1 項に規定する額の範囲内において、同項の規定により認定した特定防除費を支弁するものとする。

2 基金から特定防除費を支弁された者は、基金との間で前項により支弁された額を限度として別紙様式第 6 により特定防除費の請求に係る信託協定を締結するものとする。

2. 油濁事故

(1) 事故の種類

(2) 事故発生日時

(3) 事故発生場所

(4) 原因者の住所、氏名

3. 信託財産の表示

甲が乙に対し、上記油濁事故の発生に伴い、上記業務方法書第 条に基づいて支弁した特定防除費用 円の限度で、民法第 499 条で規定する代位弁済によって取得した第三者に対する一切の権限

(注)領収書等の写を添付すること